

平成19年10月23日
南海電気鉄道株式会社

元従業員の労災認定について

当社元従業員がアスベスト関連の疾患により労災認定を受けましたので、お知らせいたします。

記

1. 労災認定について

当該元従業員（性別：男性 / 住所：泉南郡岬町）は、平成6年2月に当社を定年退職した後、本年2月に肺がんで死亡（享年：73歳）しましたが、職場におけるアスベストが原因の可能性があるととして、6月6日にご家族から労災申請がなされました。

その後、大阪中央労働基準監督署から労災認定（支給決定年月日：9月10日）を受けた旨、10月22日にご遺族から当社に対して連絡がありました。

2. 元従業員の経歴及び作業内容について

当該元従業員は昭和36年7月に入社して以降、南海電気鉄道株の自動車部（現南海バス）で運転士として勤務しました。そして、51年3月に吉見整備工場（所在地：大阪府泉南郡田尻町吉見78）に異動し、平成2年10月に千代田工場第三職場（所在地：河内長野市原町4丁目3番1号）に異動するまでの間、バス車両全般の点検作業に従事し、一部にアスベスト成形品が使用されるブレーキライニングの研磨・取替え等の作業に携わることがありましたので、アスベストを吸引した可能性を否定しきれません。

なお、当整備工場は南海車両工業に移管されていますが、現在はアスベスト成形品の研磨・取替え作業は一切行っておらず、アスベストが飛散するおそれはありません。

3. 対応について

南海電気鉄道株では、全従業員とOB従業員を対象とした希望者による健康診断を実施するとともに、車両検車区内においてアスベスト気中含量の測定を実施いたしました。その結果、受診対象者全員がアスベストによる所見はありませんでした。また、環境測定についても測定可能な濃度のアスベストは検出されませんでした。

一方、南海車両工業でも、全従業員を対象として、希望者全員に定期健康診断とは別に胸部エックス線直接撮影などの健康診断を実施しました。その結果、全員に異常は見受けられませんでした。

今後も希望者が出た場合は、速やかに健康診断を実施してまいります。

以上